

(別添)

# みんな いじめにNOを



# いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです 誰もがいじめられる側・いじめる側になる可能性があります

## いじめって？

「いじめ防止対策推進法」の定義

今

一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
【「いじめ防止対策推進法」第2条いじめの定義より抜粋】

## 受けた行為で、心身の苦痛を感じたらいじめです



昔

※いじめの定義の改定により、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」ではなくなった。

## いじめになる可能性の行為

相手のいやなことを言う    きつすぎる注意    仲間外れや無視    遊びでたたく    ものをおごってもらう    インターネットやSNSへ誹謗中傷の書き込み



## 気づいていますか？子どもの出すサイン

いじめられた側

### いじめられていると言にくい

家の人に心配をかけたくない  
さらにいじめられるかもしれない

- 元気がなくイライラしている
- あいさつや話をしなくなった
- 食欲がない、食べ過ぎる
- 家族に乱暴な態度をとる
- 衣服が不自然に汚れている
- お金をねだられる
- 友達からの電話に対応が暗い

- 登校を渋るようになった
- 急に成績が下がる
- 笑顔が減った
- 夜、眠れていない様子
- 学校の話をしなくなる
- あざやすり傷があっても理由を言わない

いじめた側

### いじめと認識せず 遊び半分で行う

みんなもやっている  
相手も笑っている

- すぐカッとなって暴力をふるう
- 言葉遣いがあらくなる
- 友達をバカにした口調で話す
- 渡していないお金を持っている

- 買った覚えのないものを持っている
- いうことを聞かなくなる

## いじめられているかと思ったら

子どもの気持ちに寄り添い、話を聞いてあげてください



子どもの気持ちを大切に、まず学校に相談してください

学校以外にも相談する窓口があります

## いじているかと思ったら

頭ごなしに叱ったりせず、まず本人の言い分を聞いてあげてください

いじめを行っている子ども自身、何かにストレスを感じていることがあります

小さなことでも、まず学校に相談してください



## いじめを発見した時の学校の対応は

速やかにいじめの事実の有無を確認し、いじめがあったことが確認された場合は、適切な指導・支援プランを立ててチームで対応します



いじめ行為はやめさせ、何が悪かったのか理解させる成長の支援を行います

保護者の方と連携し、いじめ解消後も状況を注視します



## 学校は

# 「いじめた子どもが悪い」ではなく「いじめ行為が悪い」というスタンスで指導・支援します

誰もがいじめる側になる可能性を踏まえ、いじめた子ども自身が悪いという指導ではなく、どのような行為がいじめにあたるのか、どのような行為が相手にいやな思いをさせたのかわかるように指導・支援します。場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導する場合があります。ご家庭でも趣旨を理解の上、協力をお願いします。気になることは学校に相談してください。

## すべての子どもが「いじめをしない」態度や能力の育成

いじめの未然防止のために、「いじめは決して許されない行為と理解すること」、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけること」、「いじめを生まない環境づくり」が大切になります。そのため、学校ではなぜいじめが生まれるのか、いじめた子どもはどのような思いなのかを子どもたち自身が考えられるように、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行います。ご家庭でも協力をお願いします。



### いじめた子どもの心の深層

- ・不安
- ・葛藤
- ・劣等感
- ・欲求不満

などが潜んでいることが少なくないと言われます。

「自分がなぜいじめを行ってしまうのか」

「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」

ということに無自覚である場合も多く、丁寧に内面理解を進めることが必要になります。

## 保護者との連携



### 気になることはすぐに学校に相談を

お子さまの様子が変わったことがあったり、発達や人とのコミュニケーションに不安がある場合は、早めに学校に相談してください。

### 子どもの成長を支援する視点でいじめの対応を

お子さまがいじめる側になった場合、いじめをした本人が悪いのではなく、いじめをしてしまったことを成長のチャンスと捉え、学校と保護者が同じ方向を見て子どもを指導・支援していくことが大切です。

## 自分たちでトラブルを解決する力をつける



子どもたちは、日々の小さなトラブルを自分たちの力で解決することで成長します。子ども同士で解決する力を大切にしつつ、万が一いじめなどの大きなトラブルが発生した場合は、家庭と学校が協力しあいながら子どもたちの支援にあたることが大切です。

# 枚方市・枚方市教育委員会 いじめの相談体制

## 相談しやすい方法で相談してね

### 電話で相談



#### 枚方市教育委員会

(平日9:00~17:00)  
教育安心ホットライン  
TEL 072-809-2975  
いじめ専用ホットライン  
TEL 072-809-7867  
FAX 072-851-9335

#### 枚方市人権政策課

(平日9:00~17:30)  
いじめ相談専用電話  
TEL 072-841-1656  
FAX 072-841-1700

#### 大阪府教育委員会

すこやか教育相談  
(24時間対応)  
TEL 0120-0-78310

#### すこやかホットライン

(平日9:30~17:30)  
TEL 06-6607-7361 (子どもから)

#### さわやかホットライン

(平日9:30~17:30)  
TEL 06-6607-7362 (保護者から)

#### 文部科学省

24時間子供SOSダイヤル  
(通話料無料)  
TEL 0120-0-78310

### メールで相談



#### 枚方市人権政策課

メールによる相談  
ijime@city.hirakata.osaka.jp  
(24時間受付、回答は後日)

#### 大阪府教育委員会

すこやかホットライン  
(24時間受付、回答は後日)  
こどもから sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp  
さわやかホットライン  
(24時間受付、回答は後日)  
保護者から sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

### LINEで相談



#### 大阪府教育委員会

LINE相談  
毎週月・火・水・木・日曜日  
7:00~21:30



### 面談で相談



#### 枚方市人権政策課

面談による相談(市役所にて)  
事前に電話、FAX、メールで  
予約をお願いします

### 手紙で相談



#### 枚方市人権政策課

お手紙による相談  
専用紙をポストに投函  
専用紙は学期に1回配付

### タブレットで相談



#### SNS相談

(平日9:00~17:30)  
タブレットからアプリ「ぽーち」で

枚方市教育委員会 総合電話窓口  
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004177.html>



枚方市人権政策課 いじめ相談窓口  
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048025.html>



大阪府教育委員会 いじめ相談窓口  
<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>



文部科学省 いじめ相談窓口  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

